

## 監査報告書

2021(令和3)年5月27日

学校法人京都精華大学

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人京都精華大学

監事

近藤 知也

監事

佐々木 俊明

監事

山下 博之

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人京都精華大学寄附行為第15条の規定に基づき、一般的に公正、妥当と認められる方法により学校法人京都精華大学の2020年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査いたしました。その結果について下記のとおり報告いたします。

### 記

#### 1. 監査の方法の概要

年度当初に作成した監査計画により、理事会、評議員会及び常務理事会に出席して意見を述べるほか、理事等から業務の報告を聴取し、重要な書類等を閲覧し、業務の状況を調査しました。また会計監査人と連携をとり、説明を受けて、計算書類等について検討を加えました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 学校法人の業務に関する決定及び執行は適切になされており、不正の行為又は法令及び諸規程等に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 会計監査人の監査により学校法人会計基準に基づき作成された計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表）及び財産目録は、会計帳簿の記載と合致していると認められ、法令及び寄附行為並びに規程等に従って学校法人の収支及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 理事の業務執行に関し、不正の行為又は法令及び諸規定等に違反する重大な事実は認められません。

以上